

## 吉見町防災ハザードマップ説明会質疑応答集（Q & A）

6月26日（土）、27日（日）、7月3日（土）、4日（日）、18日（日）に町内69の行政区において、防災ハザードマップの説明会を開催しました。

参加された方からいただいた主な質問等を以下のとおり、とりまとめましたので、確認くださいますようお願いいたします。

なお、この説明会は、本格的な出水期を前に水害等に対する意識や備えを確認することは極めて重要であるとの考えの下、区長及び自治会長にお願いし、新型コロナウイルス感染対策に配慮した形（人数制限をした形）で開催させていただきました。

### 主な質疑応答（Q & A）

Q 1	<p>県衛生研究所を避難所として使用することはできないか。 また、武蔵丘短期大学を避難所として使用することはできないのか。</p>
A 1	<p>衛生研究所によると、施設内に避難者を受け入れるスペース等がないことから、避難所として利用することは難しいとのこと。 また、現在、武蔵丘短期大学とは、災害時の施設の利用協定を締結していることから利用可能となっています。</p>
Q 2	<p>避難所の収容人数が多くなった場合、トイレは確保できるのか。</p>
A 2	<p>避難所（学校等）のトイレが使用できる状況であれば避難所のトイレを使用させていただきます。トイレが使用できない場合や収容人数の増加によりトイレが不足した際には、凝固剤等による簡易トイレを設置して対応する予定です。</p>
Q 3	<p>災害の種別ごとに西部ふれあいセンターの位置づけを教えてください。</p>
A 3	<p>西部ふれあいセンターは、洪水時及び土砂災害時には、「指定避難所」となっています。また、大地震の際には、指定避難所に避難者を収容できない場合に使用される「補助避難所」となっています。</p>
Q 4	<p>小学校などは、3階以上の教室に何人くらいの避難が可能なのか。</p>
A 4	<p>洪水時における小学校の3階以上の教室は、避難所ではなく指定緊急避難場所であるため、収容人数（避難者の人数）は定めていません。 【参考】一般的に避難所の1人当たりの面積は2㎡ですが、感染症対策としては、2メートル四方（4㎡）が必要であると言われています。現在、町内の小学校の教室の面積は63㎡（7m×9m）が標準となっているので、コロナ状況下では、1教室当たりの収容人数は、15人程度になると思われます。</p>

Q 5	各避難所の受入れ可能人数は。 また、どの程度の人数が分散避難する必要があるのか。
A 5	避難所の大きさや災害の種類にもよりますが、おおむね、小学校では 300 人程度、その他の公民館などの公共施設では 100 人程度の収容人数となります。ただし、水害時には、ほとんどの小学校や公民館などが使用できない状況になることや、新型コロナウイルス感染対策等により、収容人数はさらに少なくなることが予想されます。したがって、多くの方に分散避難をお願いしなければなりません。皆さまには、普段から、避難所以外の安全な場所にある親戚や知人の家などへの避難「分散避難」について話し合っておいてください。

Q 6	洪水時の指定避難所の収容人員は、足りないのではないかと。
A 6	洪水時において、すべての要避難者を避難所で収容することはできません。安全な場所であれば、避難所以外への避難「分散避難」も有効です。親戚や知人の家、ホテルなどの宿泊施設、安全な場所での一時的な車中泊も避難先として検討をお願いします。

Q 7	浸水時は、西地区（高台）に逃げると説明があったが、現実には厳しいのではないかと。
A 7	必ず、町内の西地区へ避難しなければならないというわけではありません。災害の危険のない安全な場所にある親戚や知人の家に避難していただく、「分散避難」を、ぜひご検討ください。 なお、今年度は滑川町にある国営武蔵丘陵森林公園及び東松山市にある埼玉県こども動物自然公園と駐車場等の施設利用に関する災害協定を締結したほか、北本市と洪水時等における広域避難に関する協定を締結しています。

Q 8	どの警戒レベルから駐車場が使えるのか。また、すぐに使ってよいのか。
A 8	警戒レベル 3「高齢者等避難」もしくは、警戒レベル 4「避難指示」の時点で開設する予定です。開設情報については、町の防災行政無線やホームページ、防災メール、SNS、テレビ埼玉のデータ放送等でお知らせしますので、確認のうえ避難してください。

Q 9	高齢者とは、65 歳以上の人を指すのか。 また、介助や介護が必要な方や一人で避難ができない場合の避難支援等、何かないのか。
A 9	「高齢者等避難」での高齢者は、厳密に 65 歳以上の方を指すものではありません。 一人で避難ができない方に対し、町が行う「公助」には限界があります。ご近所の方同士で助け合う「共助」での避難、ご自身またはご家族で平時のうちから避難先を検討しておく「自助」など、災害に備えてくださいますようお願いいたします。

Q10	ペット同行避難の可否及び取扱いはどうなるのか。
A10	町では現在、避難所等におけるペットの取扱いについて、ガイドライン等の作成に向けた検討を進めています。作成し次第、皆さまへ報告します。 ペットにおいても、親戚や知人の家、一時的な車中泊などの「分散避難」にご協力をお願いします。

Q11	洪水時、浸水深が満水となった場合、平常時まで水が引くためにかかる所要時間は、どのくらいなのか。(浸水継続時間は)
A11	国土交通省の浸水継続時間シュミレーションでは、水が引くまでに 72 時間から 168 時間かかる予想になっています。

Q12	町の施設に 3m や 5m などの目印があれば、日頃から浸水想定深についての意識が高まるのではないかと。また、過去の災害で、ここまで水が来たなどの盛りがあればわかりやすいと思うので設置を検討してほしい。
A12	現時点で設置の予定はありませんが、過去の災害状況を町民の皆さまが日常的に意識していただくことは重要であると認識しています。他自治体の取組等を調査しながら、必要性も含め検討してまいります。

Q13	防災行政無線は複数回放送されるのか。また、直近の内容を確認できるのか。
A13	防災行政無線は、1 つの放送について、時間差で 2 回放送しています。また、直近の放送内容については、0493-81-6789 で確認することができます。

Q14	土砂災害警戒情報を発表する基準やタイミングは。 また、どのように住民に周知するのか。
A14	土砂災害に関するメッシュ情報が赤色(警戒)や紫色(非常に危険)で、かつ、今後降雨が継続する場合に気象庁が判断し警報等を発表します。 また、町が発令する避難情報については、防災行政無線や町ホームページ、防災メール等を通じて周知します。

Q15	ダム関係の情報を発信してほしい。
A15	「川の防災情報」という国土交通省のホームページで、荒川上流のダム放流量を確認することができます。 <a href="https://www.river.go.jp/index">https://www.river.go.jp/index</a>

Q16	区長は行政区内に対してどこまで安全の呼びかけをしなくてはならないのか。
A16	区長自らの命を守ることが最優先です。警戒レベル 3 「高齢者等避難」が町より発令された場合には、ご自身の安全を確保しつつ、高齢者や一人で避難できない方などへの避難の呼びかけや、場合によっては、一緒に避難していただければと思います。避難後は、可能な範囲で行政区内の方々の安否確認にご協力いただければ幸いです。

Q17	災害時に避難する際、自宅のブレーカーは落とした方がよいのか。
A17	停電から電気が復旧した際に、壊れた家電が稼働し、「通電火災」が発生するおそれがあります。避難する際にブレーカーを落とすことは、通電火災の防止につながります。

Q18	荒川の堤防が決壊しないような対策はどうなっているのか。
A18	荒川を所管している国土交通省関東地方整備局では、荒川中流部の改修計画で、堤防の幅、高さが不足している区間において流水を安全に流下させるために必要な堤防の整備（高さ・幅）と第2・第3の調整池の整備を計画しているとのことです。

Q19	町内に排水機場は何か所あるのか。排水量（処理能力）はどれくらいか。
A19	4か所の排水機場があり、それぞれの排水能力は、吉見（台山）排水機場（荒子）がポンプ4基で毎秒21.0 m <sup>3</sup> 、南吉見排水機場（大串）が3基で毎秒5.5 m <sup>3</sup> 、横見排水機場（江綱）が4基で毎秒20.0 m <sup>3</sup> 、東第二排水機場（川島町芝沼）が2基で毎秒5.3 m <sup>3</sup> となっています。 【参考】小学校のプールは縦25m×横12.5mが一般的な大きさで、水深を1.0mとした場合、水の容量は約313 m <sup>3</sup> となります。すべての排水機場の能力（毎秒51.80 m <sup>3</sup> ）を持ってすると、プールの水を約6秒で排水することができます。

Q20	非常食は町から行政区（字）や自治会へ配布するのか。 普段から災害に備えるため、衣料品や食料品などの備蓄品を配布してほしい。
A20	非常食等の配布については、行政区（字）や自治会に配布するのではなく、各避難所もしくは町が指定した物資配給場所等にて配布することになります。 非常時備蓄品については、各ご家庭で必要な物資を検討し、購入（備蓄）していただきますようお願いいたします。 自助の観点からも、ご自身で使うものはご自身でご用意くださるよう可能な範囲でのご協力をお願いいたします。

※上記以外の質問等につきましては、町のホームページで確認することができます。  
また、町ホームページに掲載したものと同一ものを区長へ届けてあります。

※防災ハザードマップ説明会は、ご要望に応じて随時開催させていただきます。

<お問い合わせ先>

吉見町役場 総務課 危機管理室  
電話：0493-54-1505（直通）